浄化槽の使用廃止・使用休止に伴う 清掃実施のご案内

浄化槽を廃止・休止されるお客様へ

浄化槽の使用を廃止または休止される場合は、槽内に残っている汚泥や汚水等を適切に処理する必要があります。
衛生環境の保全や悪臭・害虫の発生防止のため、必要な清掃作業を実施していただきますようお願いいたします。

浄化槽を使用廃止される場合

公共下水道への接続、浄化槽の撤去・解体など



清掃が必要です!

1. 浄化槽を撤去・解体する際は、事前に槽内の汚泥・汚水等を適切に引き抜き、清掃する必要があります。
2. 清掃は、市町の許可を受けた浄化槽清掃業者（バキューム車等）へご依頼ください。
3. 浄化槽の使用を廃止した日から**30日以内**に**「浄化槽使用廃止届出書」**を提出する必要があります。

浄化槽を使用休止される場合

空き家、長期間使用しない住宅など



清掃が必要です!

1. 浄化槽の使用を一時的に休止する場合は、休止に必要な清掃を実施してください。
2. 休止に必要な清掃を行った後、「浄化槽使用休止届出書」を提出することができます。
3. 適切に休止の届出を行うことで、休止期間中の保守点検・清掃・法定検査の義務が免除されます。
4. 使用を再開する場合は、所定の届出と適切な維持管理が必要です。

清掃から届出までの流れ

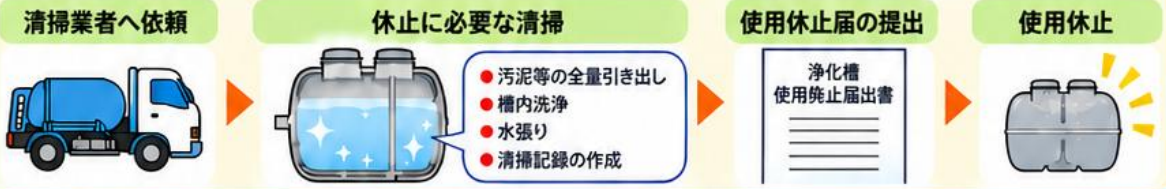
使用廃止の場合

清掃業者へ依頼 → 槽内清掃 → 浄化槽の撤去・廃止 → 使用廃止届の提出



使用休止の場合

清掃業者へ依頼 → 休止に必要な清掃 → 使用休止届の提出 → 使用休止



休止届を提出する際の清掃について

福井県では、休止届の提出にあたり、
「汚泥等の全量引き出し、槽内洗浄、水張り、清掃記録の添付」
が必要です。単にバキューム車で汚水を吸引するだけでは、休止に必要な清掃として不十分な場合があります。

関係法令

浄化槽法では、使用廃止の届出、休止の届出、清掃等について規定されています。

- 浄化槽法第11条の2：使用休止の届出等
- 浄化槽法第11条の3：使用廃止の届出
- 浄化槽法第9条：清掃
- 浄化槽法施行規則：清掃の技術上の基準

ご不明な点はお気軽にご連絡ください

福井県環境保全協業組合
お問い合わせ先 0776-35-4001
受付時間 平日 8:30～17:30（土日祝休）